

ID: 3039

担当部署: 総務課

処分の概要	譲渡又は譲受の許可の取消し		
法令名 根拠条項	火薬類取締法 第17条第3項		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第17条第3項の規定による。 (譲渡又は譲受けの許可) 第17条 3 都道府県知事は、第1項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受けが公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日